

令和3年3月31日

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

【1】学部及び研究科ごとの人材養成像をさらに明確にし、卒業・修了後の進路を想定した履修モデルを整備するとともに、各学部及び研究科において以下の特色ある教育プログラムを開発し実施する。

- ・小中一貫教育に対応した小中連携プログラム（平成28年度導入）
- ・高度理科教員育成プログラム（平成28年度導入）
- ・専門科目を英語で履修することのできるGP（グローバル・プログラム）（平成28年度導入）
- ・アグリビジネスユニット（大学院への飛び級進学を見据えたエキスパートコース）（平成28年度導入）
- ・高度技術教員養成プログラム（平成29年度導入）

【1-1】小中連携プログラムにおいて受講者数やその後の進路などから想定した人材を育成できているかを検証するなど、特色あるプログラムの成果検証を行う。

【2】初年次教育においては、育成する学生像に沿った基礎的な知識、能力を示し、入学者の資質に応じた教育を実施する。また、学部ごとに、専門分野の修得に際して身につけるべき基礎的な科目群を精選・体系化したカリキュラム編成を行う。

【2-1】各学部の初年次科目及び基礎的な科目について、学生の到達度、理解度、満足度を調査し、初年次教育のカリキュラム編成が適切に行われているか検証する。

【3】全学で実施する教養教育の充実及び教養教育と専門教育の連携を図るため、主要な科目群を整備するとともに、和歌山の自然環境と文化環境の利を活かして、地域と連携した教育を実施することにより学生が自主的・能動的に学修する機会を提供し、地域志向大学としての教養教育のモデル・ケースを構築する。

【3-1】教養教育科目（基幹）を所掌する組織として「教養担当者会議」（仮称）を設置するとともに、教養教育科目（実践）等を所掌する既存の各実施部会と協力して、数理・データサイエンス科目群の教養教育と専門教育の連携性および地域志向大学の教養教育モデルとして整備したわかやま未来学について、成果と課題を検証する。

【4】専門性と同時に学際的な学識を獲得させるため、平成28年度から他大学、地方公共団体、企業等と連携した副専攻プログラムを新たに実施する。

【4-1】「わかやま未来学副専攻」においては、フィールドワークにおける学修成果に基づき、専門分野を核に広範な分野の知識を融合し課題解決に結びつける能力が身につけているかを検証する。さらに、教育学部では初等教育を基盤としたカリキュラムの再編、システム工学部では新しい工学系教育具体化のためのメジャー再編に着手するなど、各学部においても引き続き学際的、分野横断的な専門教育実現のための改善を行う。

【5】GPA（グレード・ポイント・アベレージ）制度のさらなる活用を図るため、平成30年度までに全学的な成績評価方針を策定し、厳格な成績評価を行うとともに将来に目標を持った学修を促すため、各教員が学生カルテ、目標管理シート（ロードマップ）などを活用し、きめ細やかな学修支援を行う。

【5-1】引き続き、和歌山大学成績評価検証要項に基づき、各学部・研究科において多角的な視点から成績評価分布の検証や学生へのフィードバック状況の確認を行い、成績評価の厳格化を進める。また、学修ポートフォリオを全学部で導入し、卒業（修了）までを見据えた学修支援を行う。

【6】LMS（学習管理システム）やeラーニングを導入し、学生が自発的、継続的に学修する意欲を引き起こし、修得した知識を実践的に活用することができる能力を身につけさせるための教育環境を整備する。併せて、第2期期間中に改革を開始した附属図書館の利用者数を、改革開始時点（平成22年）から40%増加させる。

【6-1】前年度の遠隔授業において作成された教材を活用して、多様なメディアによる教育環境を提供するとともに、授業アンケート結果や学生からの意見を取り入れ、必要な改善を行う。

特に図書館における学修支援として、Webページなどを活用した新たな新入生向け図書館ガイダンスを工夫するとともに、従来の集合形式に加えオンライン講習会も増やし実施する等、自宅学修を支援する取組を拡大・多様化する。

【7】メンタル面の不調で修学困難となった学生や、単位取得状況に問題のある学生、留年生などに対するキャンパス・デイケアを取り入れたメンタルサポートシステムを強化する。

【7-1】部局間連携による合同カンファレンス等を実施し、メンタルサポートシステムのさらなる充実を図る。また、コロナ禍における学生及び教職員の心のケアとして、情報誌の発刊やオンライン等による面談を実施する。

（2）教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

【8】資質の異なる学生に対してきめ細かな教育を実施するため、全学的な教学マネジメントを担う教育学生支援機構を平成30年度までに改組する。

【8-1】引き続き、クロスカル教育機構の各部門が中心となり、自主的な学びに意欲を持つ学生や引きこもりにある学生など意欲や資質などの異なる学生に対してきめ細かな教育を実施する。また、教学マネジメント指針を踏まえ、クロスカル教育機構教育改善推進専門部会を中心とした教育の内部質保証体制により、学修成果の可視化などの教学マネジメントの確立に取り組む。

【9】学士課程、大学院課程を通じてカリキュラムマップを整備するとともに、平成31年度までにナンバリングを導入し、学生に多様な学修の機会を提供する。

【9-1】引き続きカリキュラムマップ、カリキュラムツリーの見直し・改善を図るとともに、その結果を踏まえナンバリングについても検証する。

【10】放送大学の利用や、LMSの活用など効率的な授業の実施を行うことにより、多様な学びのニーズに応え教育の質を維持する。

【10-1】前年度に実施したオンライン授業について、ウィズコロナにおけるオンライン授業の有効性を検証する。

【11】すべての学部、研究科において平成32年度までに学年暦を柔軟化（クォーター制の導入）し、1か月以上の期間での海外留学、地域留学、中長期インターンシップ、ボランティア活動を行う制度を整備し、学外学修プログラムを充実する。

【11-1】2クォーター連続する科目における成績評価等の課題を整理するとともに、ギャップタムを活用するための制度の整備に着手する。学外学修については、「キャリア教育推進部会」において検討したキャリア教育のあり方をインターンシップ科目

に反映させプログラムの充実を図るとともに、オンラインによる協定校との学生間交流を積極的に実施し、海外派遣研修参加への動機づけを図る。

(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

【12】 学生生活の変化や学生サービスのニーズを把握・分析し、その傾向をもとに必要となるガイダンスや「学生生活の危機管理」に関する授業を開講する。また、特に学生寮、課外活動施設の設備品更新や周辺環境整備等を実施し、学生生活・課外活動を支援することで、学生サービスの改善を図る。

【12-1】 個別の現代的な課題やテーマに焦点化した教育等について、文部科学省からの通達等からニーズを汲み取り、コロナ禍に対応したガイダンスや「学生生活の危機管理」に関する授業の内容に反映させ、引き続き学生生活に係るリスクを回避するための措置を講ずる。

【12-2】 学生自治会や学生団体等から学生のニーズを把握し、新型コロナウイルス感染症対策を含め、計画的に学生寮・課外活動施設の設備品等の修繕・更新を実施する。

【13】 入学料・授業料免除等の経済的支援を継続するほか、学内行事サポートに学生を積極的に動員するなど、学内ワークスタディ事業を実施する。

【13-1】 全学生を対象に学内ワークスタディ事業を継続するなど、今般のコロナ禍での経験を活かし、令和2年度の寄附金を財源に緊急事態時における大学独自の支援策を構築する。

【14】 コンソーシアム和歌山に参加する高等教育機関、教育委員会、関係NPOと連携した研修、情報共有を実施し、平成26年度に設置した「障がい学生支援室」を軸に、聴覚障がい者にはノートテイク、視覚障がい者には資料等の点字化、肢体障がい者には机等の改良など障がいをもった学生の個に応じた支援を行う。

【14-1】 修学支援の体制を強化するため、学内関連部署とのカンファレンスを定期的実施し連携を密にする。また障害学生の社会参加に向けて、地域の行政や就労支援団体等と連携して「タウンミーティング」を引き続き開催する。さらに、学内のバリアフリー化を推進し、バリアフリーマップの更新を行う。

【15】 キャリアセンターを一元化し、効率的な組織体制のもとで学生組織や学外組織との連携により効果的なキャリア支援体制を構築する。

【15-1】 文系理系問わず地元地域への就職率向上のため、キャリアサポートチームの学生や和歌山県庁等の学内外組織と連携し、企業紹介動画や交流会等を通じ、学生が低年次から地域企業に興味を持つ機会を拡充する。

【16】 セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントの防止について啓発するために、教職員に対する研修会及び学生向けガイダンスを毎年1回以上開催するほか、発生案件の傾向の変化を分析・共有し、対応に役立てる。また、教職員用のパンフレットを作成する。

【16-1】 教職員に対しては、引き続き発生案件の傾向に応じたハラスメント防止研修会を年1回実施する。また、新規採用者にハラスメント防止のための教職員用パンフレットを配付し、新任教職員研修の際にハラスメントに関するガイダンスを行う。

学生に対しては、引き続きガイダンスを実施するとともに、学生便覧等による周知、教養科目「学生生活の危機管理」の授業でハラスメントについての講義を実施する。

(4) 入学者選抜に関する目標を達成するための措置

【17】 本学への進学に意欲や希望を持たせるようにするため、大学が養成する人材像、教育課程、アドミッション・ポリシーを分かりやすい形にして示す。

【17-1】 引き続き受験生・保護者・高校関係者を対象とする入試説明会等において、ディプロマ・ポリシーと関連付けてアドミッション・ポリシーについての説明を行い、本学が求める学生像を示す。また、アドミッションオフィスによる高等学校訪問を前年度以上に増やし、大学が養成する人材像やアドミッション・ポリシーの浸透・普及状況を把握する。

【18】 面接、論文、高等学校の推薦書、生徒が能動的・主体的に取り組んだ多様な活動、大学入学後の学修計画案を評価するなど、多様な評価による入学者選抜を実施する。入試制度改革後、入学者の追跡調査を行い選抜方法の妥当性・信頼性の検証を行う。

【18-1】 第3期中期目標・中期計画期間において実施した多様な評価による入学者選抜方法について、入学時及びその後の学生へのアンケート調査やアドミッションオフィスによる高校訪問調査及び和歌山県高等学校長会との議論をまとめて、多面的・総合的な入学者選抜への転換の進捗状況について検証を行う。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

【19】 研究拠点機関となる国際観光学センター（仮称）を設置し、サリー大学などこの分野で海外のトップクラスの大学の研究者をリーダーとする研究ユニットを3つ以上設置する。並行して関連研究プロジェクトや外部の研究機関との連携による共同研究の推進を通じて、若手研究者の結集・育成を図るとともに、日本の観光学研究の拠点として、欧米諸国に比べ立ち遅れている我が国の観光学研究を高度化、国際化する。（戦略性が高く意欲的な計画）

【19-1】 「Management」、「Community」、「Culture/Heritage」のCTR研究ユニットを中心とする研究事業において、研究成果を取りまとめ国内外に発信する。そしてユニットごとに成果をまとめ、観光学研究の高度化、国際化への貢献を検証する。また、各種研究推進制度（短期招聘研究員制度、競争的資金、研究セミナー開催、研究資料の充実）を積極的に活用し、研究活動および若手研究者の育成を推進する。

【20】 英語研究論文集の出版、国際学会等の開催を通じ、研究成果を国際的に発信する。また、学術情報リポジトリ登録コンテンツ数を第2期末に比して500件以上増加させ発信力を強化する。

【20-1】 CTR Global Conferenceを開催し、研究成果発表を実施するとともに、英語研究論文集にとりまとめ、国際的に発信する。

学術情報リポジトリの登録可能コンテンツの調査及び関係教員等への説明を継続し、新たなリポジトリの登録を年間150件以上行う。また、関係部署と連携し、第4期に向けて登録推進のためのルール作りを行う。

【21】 地域の産業振興、産業創成につながる本学の研究シーズを積極的に支援し、産学官の連携研究プロジェクトとなるようコーディネートする。特に、地域産業界からの要望の高いナノテクノロジーを中心とする材料分野、新しい観光産業への展開可能性の高い観光産業関連ビッグデータの解析に注力する。

【21-1】 引き続き本学のシーズを生かし、地域自治体と連携した、地場産業のブランド力強化に取り組む。また、地域のニーズに対応したナノテクノロジーを中心とする材料分野、観光産業関連ビッグデータの解析において、組織対組織の共同研究に繋げていくための進捗管理も含めたコーディネート活動を充実させる。

(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

【22】学内公募した研究提案を大型研究プロジェクトへと結実させるために、独創的研究支援プロジェクトを置く。大学のミッションに直結するテーマに関する研究の支援と教員の特徴ある研究の支援を、それぞれ独創的研究支援プロジェクト（A：大規模学術研究型）、（B：研究発展支援型）とし、学内公募された中から選考委員会の議により支援対象を決定する。（A）については毎年2件程度、（B）については予算に応じて若干数を選定する。

【22-1】「独創的研究支援プロジェクト」として、SDGsに基づく将来のあるべき社会像の実現に向けた研究をテーマとした学内公募を行う。また、従来の公募型だけではなく、プッシュ型の研究支援も行う。

【23】リサーチ・アドミニストレーター（URA）を1名以上配置し、研究課題の設定やプロジェクト申請、進捗管理など、関連施設との連携により研究支援体制の整備を行う。

【23-1】大型予算獲得のための研究支援体制を強化するため、URA室によるプロジェクト研究推進体制の在り方を再検証するとともに、検証結果を踏まえて、重点的に支援する研究プロジェクトを選定する。

【24】テニュア・トラック制の普及・定着、研究費や研究スペースの重点配分など若手研究者を育成する環境を整備し、第3期末までにテニュア・トラック制を適用して採用する教員の数を10人以上（テニュアへ移行する教員を含む。）とする。

【24-1】テニュア・トラック教員の人事制度や支援制度を検証し、第4期中期目標・中期計画期間に向けて改善策を講じる。

3 社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標を達成するための措置

【25】地域と連携・協働した中長期のインターンシップ、地域におけるフィールドワーク、ホームステイ型へき地・複式教育実習など、地域資源を生かした取り組みを通じた実践的キャリア教育を強化する。

【25-1】引き続き、地域協働演習Ⅰ・Ⅱ・adv.、LIP、ホームステイ型へき地・複式教育実習など地域との連携による実践的なキャリア教育を継続・実施する。

【26】課題発見・探求能力、実行力といった社会人基礎力を培うため、PBL（課題解決型学習）などを活用した能動的な学修を平成32年度までに学士課程における授業の5割に導入する。

【26-1】前年度に定めた「シラバス作成のガイドライン」に基づきアクティブ・ラーニングの記述を統一し、学生に対して適切な情報の提供を行う。また、教員に対しても他大学等の事例を紹介するなど、アクティブ・ラーニングの更なる充実に向けた支援を実施する。

【27】学生の学校現場へのボランティア活動の推進など教職への動機づけを行い、和歌山圏域の初等中等教育を担う教員の質の向上を図り、和歌山県における小学校教員採用の占有率25%を達成する。また、教育学部全体での教員就職率80%を達成し、教育学研究科においては70%を達成する。

【27-1】教育ボランティアについては、引き続き地域の教育委員会や学校等の要望を踏まえ、学生の体調管理を徹底し一人でも多くの学生が参加できる体制を整える。また、教員志望者の比率及び教員採用試験受験率をさらに高めるための対策として、和

歌山県教育委員会と連携し、各学年の段階に応じた内容で実施している「教育講座」を前年度の検証結果を踏まえさらに充実させる。

【28】地域の教育課題、産業構造、技術・文化レベルに貢献できる高度な専門人材を育成するため、高い専門性と学際性を総合的に推進するカリキュラムを実施し、少人数による演習形式を基盤に専門的知識と実践力を体系的に学ぶための専門教育を実施する。

【28-1】各研究科で進めているプログラム再編などにより高い専門性と学際性を総合的に推進するカリキュラムを実施し、少人数による演習形式を基盤に専門的知識と実践力を体系的に学ぶための専門教育を実施する。

【29】第2期に取り組んだグリーンイノベーションプログラムを拡張し、食品・農産物の高付加価値化、農林業と食、健康、環境に関する研究を推進するための教育・研究体制を整備し、地域と連携した研究プロジェクトを推進する。

【29-1】引き続き全学体制による食農分野のパイロットプロジェクトを推進するとともに、さらに自然科学系の地域課題の解決などに向けた新たなプロジェクトの創出に取り組む。

【30】「シニアエクササイズ運動プログラム」、「難聴者の音の聞こえ方をシミュレートする研究」などの、高齢者の課題解決に寄与する研究に取り組む。また、独創的研究支援プロジェクト（A）による学術研究支援、コーディネーターによる産学連携や大型研究資金プロジェクト獲得に向けた情報提供など、外部資金獲得のための支援を行う。

【30-1】高齢化にともなう身体的な変化を推定し補う方法や装置の開発を行う研究等について、コーディネーターによる地元企業と研究者とのマッチングなどの取組により支援する。

【31】「中山間・沿岸地域を対象とした災害情報科学研究」や「災害時通信ネットワークの研究」など、防災・減災に寄与するプロジェクトを地域と連携して推進する。

【31-1】前年度までに地域の住民、企業、自治体等と連携して進めてきた防災・減災に寄与する研究プロジェクトについて、その成果を地域実践するための防災訓練を試行し、地域に向けて成果発表するためのシンポジウムを年1回開催する。

また、災害時における支援・受援体制について大学と地域との連携を可能とすることを目指し、学内でのボランティア活動のサポート体制の具体的整備、拡充を行う。

【32】和歌山地域コンソーシアム図書館で取り組んでいる貴重資料の巡回展示等の事業をさらに発展させ、地域の住民に学習機会を提供する。また、和歌山では学校司書の配置率が低い等整備が不十分な現状があるため、県内の学校図書館の充実に寄与するため、学校図書館の立ち上げ支援や司書の研修機会を提供する。

【32-1】和歌山地域図書館協議会と連携して、地域住民を対象としたフォーラムと貴重資料等の展示を年1回ずつ開催する。また、学校図書館への支援として、引き続きオンラインの活用も検討しながら、学校関係者への研修機会を増やす。さらに、館種を超えた連携及び図書館振興策についてシンポジウムを開催しこれまでの取組を総括し報告書にまとめ公開する。

4 その他の目標を達成するための措置

(1) グローバル化に関する目標を達成するための措置

【33】TOEIC IPテストの全学的導入、英語による教育プログラムの実施、ASEANプログラムの実績を生かした海外でのインターンシップの実施や単位認定の促進など、学生

が海外で活躍するための制度整備及び協定先を増やし、海外留学に結び付ける。大学間交流協定数は、現状（29大学）の20%増を目標とする。協定校の増加による留学生の増は各校2～3名を見込み、キャンパスにおけるグローバルな交流を実現する。

【33-1】引き続き協定先の拡大に取り組み、本学学生の海外留学の促進及び留学生の受入拡大に結びつけるとともに、交流プログラムの内容や、オンラインを通じたコミュニケーション機会の充実を図る。また、TOEIC IPテストについても引き続き各学部において実施し、特に教育学部では受験者を拡大して実施する。

【34】観光学で世界をリードするトップレベルの大学（サリー大学等）との連携や、外国人教員の獲得、日本人教員の英語能力の向上により卒業に必要な単位を英語で履修可能とするための体制を整備する。

【34-1】教員の英語能力及び指導力の向上に資するため、海外の観光学教育研究の専門家を招聘し、FD研修を実施する。

グローバル・プログラムについては、これまでの検証結果を踏まえ、高度な語学力・アカデミックスキル・国際的視野の向上に資する科目の充実を図るとともに、令和2年度から開始した海外大学とのオンライン研修を継続し、その効果を検証する。

【35】観光学教育の体系を確立し、国連世界観光機関（UNWTO）における観光教育・訓練・研究機関認定「tedQual」を取得する。（戦略性が高く意欲的な計画）

【35-1】学部プログラム及び大学院プログラムにおいて、tedQualの認証評価結果を踏まえ、授業アンケートや学修ポートフォリオを活用することにより、学修成果の可視化及びディプロマ・ポリシーに基づく人材育成の達成度の可視化を進める。

（2）附属学校に関する目標を達成するための措置

【36】実践的指導力を獲得するために、附属学校における教育と教育実習の実践を通して、実践の理論化による成果を教員養成カリキュラムにフィードバックするPDCAサイクルの確立に寄与する。

【36-1】教職大学院と連携し現職教員の校内研修の改善に取り組み、その成果を教員養成カリキュラムに活かす。さらに、附属学校における教育と教育実習の実践を通して得られた教育学部学生の抱える課題を系統立てて整理し、教員養成カリキュラムのさらなる改善をめざす。

【37】附属学校3校が連携し、「多様な特性のある児童・生徒が共に学びながら」（インクルーシブ教育）、「21世紀の社会を生きるうえで必要となる資質・能力」（21世紀型能力）を高めるための教育について学部・大学院との共同研究を行う。その成果を、和歌山圏域における地域特性を活かした「持続可能な社会の担い手育成」（ESD）のための先進的教育モデルとして、地域の学校に提供する。

【37-1】引き続き、インクルーシブ教育及び21世紀型能力に関する大学・附属学校・公立学校の連携による3者間での共同研究の推進と拡充を図る。さらに、これまでの共同研究で得られた成果を取りまとめ、これらの研究成果を地域の学校などに向けて情報発信することにより、和歌山圏域の地域特性を生かした「持続可能な開発目標（SDGs）の達成に貢献する持続可能な社会の担い手育成（ESD）」のための先進的教育モデルを普及させる。

Ⅱ 業務運営の改善及び効率化に関する目標

1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

【38】第2期期間中に整備した教員組織の一元化と学内兼担制度を活用し、重点的な施策を機動的に展開するために、柔軟な人事配置を行う。また、事務組織の一元化による全学的な予算・施設管理を実現する。

【38-1】和歌山大学グランドデザイン2040及び和歌山大学大学院改革基本方針に基づき、経済学研究科の改組をはじめ全学の機能強化に資する人事を進める。

【38-2】学内やステークホルダーへの本学の予算・決算状況の見える化に取り組む。

【38-3】令和2年度に策定したキャンパスマスタープラン2020に基づき、西3号館改修において全学共通スペースを全体の20%確保し、アメニティスペースなど全学利用可能な室の整備を行う。

【39】年俸制の見直しなど、更にメリハリある給与体系とし、国内外の優秀な教員の獲得及び学内人的資源の戦略的・重点的配置を行う。また、退職金に係る運営費交付金の積算対象となる教員に占める年俸制適用者の割合を、平成28年度までに10%に引き上げ、維持する。

【39-1】令和2年4月から施行した退職手当の支給を伴う年俸制「新年俸制」を新規採用者及び教授昇任者に適用し、従来型の年俸制適用教員を含む年俸制適用者教員数の常勤教員数に対する割合を、さらに引き上げる。

【40】本学の教育研究に関する諸活動及び運営状況を客観的に把握・分析するためのIR（インスティテューショナル・リサーチ）を組織的に実施する。

【40-1】IR機能を強化するため、戦略情報室に専任教員を配置する。特に、教育の質の向上に向けて、教育プログラム等の点検・評価にかかる情報収集及び分析を進める。

【41】男女共同参画やワークライフ・バランスの啓発を行うとともに、女性教員の比率を22%に引き上げ、幹部職員に占める女性の割合13%以上を達成する。

【41-1】科学技術人材育成費補助事業「ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ」（経費補助期間は令和2年度で終了）及びこれまでに本学で実施した男女共同参画の取組で成果のあった事業を継続して実施する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

【42】教職大学院を設置し、既設の教育学研究科を教職大学院に一本化する。併せて、教育学部・教育学研究科の定員規模を見直す。また、実践型教員養成機能への質的転換を図るため、学校現場で指導経験のある大学教員の割合30%を確保する。

【42-1】附属学校内で教職大学院の講義を開設し、教職大学院のオンライン講義を県内教員が受講できる体制を整えることで、実践型教員養成機能への質的転換を図る。

【43】人文社会科学系学部・大学院について、経済学部には農業経営に関するコースを設置するなど、社会的要請の高い分野への転換を図り、定員規模についても見直しを行う。

【43-1】観光学研究科において、観光系専門職学位課程の設置に向けた検討を行う。また、教育学部においては教育の質保証の向上に向けて、教職課程の改善を行う。その中で、文部科学省の中央教育審議会や有識者会議の報告を踏まえ、定員規模の適正化について検討を行う。

【44】学内共同利用施設について、教育研究の活性化や地域社会との連携に寄与するものになっているか検証し、見直しを行う。

【44-1】前年度に引き続き、地域連携プラットフォームの構築の可能性について検討する。

3 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

【45】 1 キャンパスの利点を生かした、学生ワンストップサービスを実施し、また管理業務の事務局への完全集約により、効率的で責任体制が明確な事務機構を整備する。また、電算システムの改善を引き続き推進する。

【45-1】 第4期中期目標・中期計画期間以降の学部を支援する体制を検討するとともに、ワークフローシステムの導入により、役職者や教員に対して遠隔での電子決裁を可能にする。

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標

1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

【46】 自己収入の財源確保のため、現在無償で貸与している施設を見直し、第3期中の施設使用料収入を第2期中と比べ350万円以上増加させる。

【46-1】 引き続き、学生及び教職員の利便性の影響に留意しつつ施設貸付有償化を推進する。

【47】 科研費の申請率を、採択者を除いた員数の80%以上で維持するとともに、強み・特色を有する分野における採択率の向上に向け組織的に支援する。

【47-1】 科研費採択率の向上に向け、引き続き、外部資金獲得を目的とした講演会の開催や、研究計画調書添削指導の個別支援等、科研費申請支援策を実施する。

【48】 大学発ベンチャーの設立を教育研究成果の一環と捉え、期間中に2件以上の大学発ベンチャー設立を実現する。「紀の国学生ビジネスコンテスト」(仮称)を通じて、毎年2件程度の学生ベンチャー推奨認定を行い、学生ベンチャーの設立を積極的に支援する。

【48-1】 設立した大学発ベンチャーに対する、部屋の貸付や郵便物等の収受などの支援を行うとともに、引き続き学生ベンチャー推奨認定を行う。

【48-2】 引き続き、弁理士資格を持つ職員による知財相談会を常時実施し、知的財産権の獲得を推進する。

【48-3】 引き続き、知的財産に関する講義を教養教育において実施し、学生のベンチャー設立を支援する。

【49】 同窓会、後援会との連携強化及び機能強化に資する新たな基金の設定により、第3期中の寄附の受入件数600件以上を達成する。

【49-1】 和歌山大学基金を拡充するため、前年度に決定した計画に基づき、企業訪問等を実施する。また同窓会の交流の場等を通じて、これまでの寄附者に対して寄附の活用状況等を報告する。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

【50】 人件費をポイント化して管理するなどにより、人件費を第3期末において、第2期末と比べ6%以上削減する。

【50-1】 人事院勧告による影響額、年齢構成の変化による人件費増減の状況を注視しつつ、人件費抑制に努める。また、第4期中期目標・中期計画期間に向け、人件費の管理方法を見直す。

【51】 管理経費を削減するため、消耗品費の5%削減などにより、一般管理費を平成26年度決算額比で3%以上削減する。

【51-1】水道光熱費等の実績推移について分析を行い、一般管理費の節減に向けた対策を講じる。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

【52】職員宿舎及び栄谷会館（非常勤講師宿泊施設）等の管理運用方法を見直し、外部委託等を進め、効率的な維持管理を行う。

【52-1】令和4年度以降の海南宿舎の土地売却に向けて、建物及び附属設備の解体を行う等、準備を進める。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

【53】中期目標・中期計画管理システムの運用方法を改善し、システムを活用した進行管理を年に2回以上行い、自己点検・評価、外部評価の実施に活用する。また、IRを活用した多面的なデータ分析を行う。

【53-1】引き続き、中期目標・中期計画管理システムを活用して進捗管理を行う。また、戦略情報室において教育研究活動データベースシステムの情報などを用いて分析した結果を、評価に活用する。

2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

【54】広報担当課のみならず各学部・課に広報担当者を置き、広く学内情報を収集するとともに、学生広報チームによる学生目線での情報収集を行い、受験生が必要とするコンテンツの整備を行う。

【54-1】受験生や地域社会に本学の様々な活動への理解を深めてもらうため、教育活動や、個々の教員の研究内容等にかかる動画を制作し、ホームページ等において広く発信する。

V その他業務運営に関する重要目標

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

【55】『和歌山大学改革・機能強化に関する基本方針』に基づきキャンパスマスタープランの充実を行い、国の財政措置の状況を踏まえ、国際観光学センター（仮称）の整備や、老朽化建物及びキャンパス案内サイン等の改修を計画的に進める。

【55-1】西3号館（経済学部本館棟）改修【改修面積4,080㎡】を実施する。令和2年度に策定したキャンパスマスタープラン2020に基づき東1号館改修の概算要求を行う。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

【56】対応窓口を一本化するなど、災害時に地域の避難場所としての機能を果たせるよう、自治体との連携体制を整備する。また、東南海地震、南海地震など自然災害を見据えた学生・教職員への防災教育、防災訓練と施設整備の安全点検を毎年1回以上行う。

【56-1】前年度に策定した防災倉庫の備蓄品整備計画を基に備蓄品を整備充実させる。また、年1回以上の防火・防災訓練を実施し、その中でシステムを用いた安否確認訓練も実施する。

【57】新たなリスクにも対応できる情報セキュリティ体制を整備する。また、標的型攻撃演習などの訓練を毎年1回以上実施する。

【57-1】サイバーセキュリティ対策基本計画に基づき、大学構成員の情報セキュリティ意識及びリテラシーを高めるため、情報セキュリティに関する講習や、学生も含め標的型メールの攻撃訓練などの教育・啓発活動を実施する。また、継続してBYODの円滑な実施とセキュリティ対応体制の改善・強化を行う。さらに、LMSを活用し大学構成員の情報倫理教育及び自己点検を実施する。

3 法令遵守等に関する目標を達成するための措置

【58】法令遵守、特に研究における不正防止や改正学校教育法等の趣旨に沿ったガバナンスが確実に行われているか、書面監査や実地監査を毎年1回以上実施する。

【58-1】引き続き、ガバナンス、内部統制の推進のため、体制の状況や運営等について書面やヒアリング等により監査する。特に学部教授会等の運営状況について重点的に監査を行う。

【59】教職員へのコンプライアンス教育強化のため、研修会等を年2回以上開催し、研究倫理をはじめ、研究費の不正使用等を防止するための施策を講じる。

【59-1】最近の事例に基づいた研究倫理教育講習並びに公的研究費の不正使用防止等の講習会を2回以上実施し、研究活動における不正並びに公的研究費使用に係る不正防止に取り組む。

VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1. 予算

令和3年度 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	3,684
施設整備費補助金	728
補助金等収入	330
大学改革支援・学位授与機構施設費交付金	22
自己収入	2,471
授業料、入学金及び検定料収入	2,371
雑収入	100
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	318
引当金取崩	0
計	7,553
支出	
業務費	6,411
教育研究経費	6,411
施設整備費	750
補助金等	74
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	318
計	7,553

※金額の端数処理は、項目ごとに四捨五入を行っているため、合計額と合致しないことがある。

[人件費の見積り]

期間中総額 4,773 百万円を支出する。（退職手当は除く）

(注) 「運営費交付金」のうち、当年度当初予算額 3,673 百万円、前年度よりの繰越額のうち使用見込額 11 百万円。

「施設整備費補助金」のうち、当年度当初予算額 0 百万円、前年度よりの繰越額のうち使用見込額 728 百万円。

「産学連携等研究収入及び寄附金収入等」のうち、当年度予算額 176 百万円、前年度よりの繰越額のうち使用見込額 142 百万円。

2. 収支計画

令和3年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	7,337
経常費用	7,337
業務費	6,612
教育研究経費	1,609
受託研究費等	89
役員人件費	82
教員人件費	3,563
職員人件費	1,269
一般管理費	399
財務費用	3
雑損	0
減価償却費	324
臨時損失	0
収益の部	7,337
経常収益	7,337
運営費交付金収益	3,684
授業料収益	2,146
入学金収益	333
検定料収益	81
受託研究等収益	94
補助金等収益	270
寄附金収益	274
施設費収益	88
財務収益	0
雑益	126
資産見返運営費交付金等戻入	188
資産見返補助金等戻入	38
資産見返寄附金戻入	15
資産見返物品受贈額戻入	0
臨時利益	0
純利益	0
目的積立金取崩益	0
総利益	0

※金額の端数処理は、項目ごとに四捨五入を行っているため、合計額と合致しないことがある。

3. 資金計画

令和3年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	9,000
業務活動による支出	6,496
投資活動による支出	976
財務活動による支出	81
翌年度への繰越金	1,447
資金収入	9,000
業務活動による収入	6,650
運営費交付金による収入	3,673
授業料・入学金及び検定料による収入	2,371
受託研究等収入	79
補助金等収入	330
寄附金収入	71
その他の収入	126
投資活動による収入	750
施設費による収入	750
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	1,600

※金額の端数処理は、項目ごとに四捨五入を行っているため、合計額と合致しないことがある。

Ⅶ 短期借入金の限度額

- 1 短期借入金の限度額 951,981 千円
- 2 想定される理由

運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることが想定される。

Ⅷ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

計画はなし。

Ⅸ 剰余金の使途

大学の基本的な目標を達成するため教育研究をはじめとする大学機能の充実・発展に必要とする経費に充当する。

X その他

1. 施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予算額（百万円）	財源
・（栄谷）講義棟改修 他、小規模改修	総額 750	施設整備費補助金（728） （独）大学改革支援・学位授与 機構施設費交付金（22）

注）金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

2. 人事に関する計画

（人事に関する方針）

配置

- ・和歌山大学グランドデザイン2040及び和歌山大学大学院改革基本方針に基づき、経済学研究科の改組をはじめ全学の機能強化に資する人事を進める。

給与体系

- ・令和2年4月から施行した退職手当の支給を伴う年俸制「新年俸制」を新規採用者及び教授昇任者に適用し、従来型の年俸制適用教員を含む年俸制適用者教員数の常勤教員数に対する割合を、さらに引き上げる。

男女共同参画

- ・科学技術人材育成費補助事業「ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ」（経費補助期間は令和2年度で終了）及びこれまでに本学で実施した男女共同参画の取組で成果のあった事業を継続して実施する。

人件費

- ・人事院勧告による影響額、年齢構成の変化による人件費増減の状況を注視しつつ、人件費抑制に努める。また、第4期中期目標・中期計画期間に向け、人件費の管理方法を見直す。

（参考1）令和3年度の常勤教職員数 470人

また、任期付き教職員数の見込みを 8名とする。

（参考2）令和3年度の人件費総額見込み 4,773百万円（退職手当を除く。）

別表（学部・学科、研究科の専攻等）

教育学部	学校教育教員養成課程	660 人
経済学部	経済学科	1,220 人
システム工学部	システム工学科	1,260 人
観光学部	観光学科	480 人
教育学研究科	教職開発専攻（専門職課程）	60 人
経済学研究科	経済学専攻（修士課程）	76 人
システム工学研究科	システム工学専攻	282 人
	うち博士前期課程	258 人
	うち博士後期課程	24 人
観光学研究科	観光学専攻	46 人
	うち博士前期課程	28 人
	うち博士後期課程	18 人
教育学部附属小学校	498 人 学級数 18（うち複式学級 3）	
教育学部附属中学校	420 人 学級数 12	
教育学部附属特別支援学校	60 人 学級数 9（小学部 3、中学部 3、高等部 3）	